

# 再生石灰安定処理上層路盤材特記仕様書

## (プラント再生舗装工法)

### 第1章 総 則

#### 第1条 目的及び適用

- 1 建設副産物（建設発生土、セメントコンクリート発生材、アスファルトコンクリート発生材、汚泥）の適正処理、資源の有効利用を図ることを目的とする。
- 2 本特記仕様書は、静岡県交通基盤部が発注するプラント再生舗装工法（再生石灰安定処理上層路盤材）に適用する。
- 3 本特記仕様書に記載されていない事項は、設計図書及び土木工事共通仕様書（平成19年10月・静岡県建設部監修）によるものとする。

### 第2章 材 料

#### 第2条 材料仕様

- 1 セメントコンクリート発生材、アスファルトコンクリート発生材から製造したセメントコンクリート再生骨材、アスファルトコンクリート再生骨材及び建設発生土、汚泥を単独または相互に組合せ、これに必要な応じて補足材料（砕石、クラッシャーラン、砂等）、石灰を加えて所要の品質が得られるよう調整した材料でなければならない。
- 2 再生石灰安定処理上層路盤材は、均等質、清浄、強硬で、耐久性があり、木片、レンガ、瓦、細長いまたは扁平な石片、ごみ、泥、有機物などを有害量含んではならない。
- 3 再生石灰安定処理上層路盤に使用する材料の品質は表-2・1のとおりとする。

表-2・1 再生石灰安定処理上層路盤に使用する材料の品質

項 目	規 格 値
P I (425 $\mu$ mふるい通過分)	6～18

- 4 再生石灰安定処理上層路盤に用いる骨材の粒度は表-2・2のとおりとする。

表-2・2 再生石灰安定処理上層路盤に用いる骨材の粒度範囲

ふるい目の開き		規 格 値
通過質量百分率 (%)	53.0mm	100
	37.5mm	95～100
	19.0mm	50～100
	2.36mm	20～60
	0.075mm	2～20

- 5 再生石灰安定処理上層路盤材の品質は表-2・3のとおりとする。

表-2・3 再生石灰安定処理上層路盤材の品質

項 目	規 格 値
一軸圧縮強さ[10日]	0.98 Mpa

### 第3章 再生石灰安定処理上層路盤材の製造

#### 第3条 混 合 所

再生石灰安定処理上層路盤材混合所は、公害対策基本法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等の規定を満足するもので、かつ周辺環境に対する保全対策を施したものである。

#### 第4条 発生材の貯蔵

発生材を貯蔵する場合は、建設発生土、セメントコンクリート発生材、アスファルトコンクリート発生材及び汚泥は別々に貯蔵するとともに、発生材が飛散、流出しないような設備を備えることが望ましい。

#### 第5条 発生材の破碎

破碎装置には大割を行う一次破碎装置と、さらにこれを所定の大きさ以下に小割する二次破碎装置の設置が望ましい。

#### 第6条 ふるい分け

破碎された材料は、振動ふるい等によって所定の大きさ以下にふるい分けなければならない。

#### 第7条 再生骨材の貯蔵

- 1 ふるい分けられた再生骨材はごみや泥が混入しないように貯蔵しなければならない。
- 2 建設発生土、セメントコンクリート発生材から製造した再生骨材、アスファルトコンクリート発生材から製造した再生骨材、汚泥は、別々に貯蔵するのが望ましいので、これらの骨材が混じり合わないよう十分に注意しなければならない。
- 3 降雨等による雨水対策を施し、再生骨材の含水比の変動に細心の注意をはらわなければならない。

#### 第8条 計量と混合

路盤発生材、再生骨材、補足材料および含水比調整のため水等を用いて再生石灰安定処理上層路盤材を製造する場合は、それぞれを計量する装置とこれらの材料を十分混合する装置が必要である。

#### 第9条 プラントにおける品質管理項目と頻度

- 1 プラントにおける品質管理項目と頻度（出荷量ごと）は表-9・1による。

表-9・1

試験項目	頻度
粒度・含水比（骨材）	1回／出荷日ごと
突固め試験（製品）	1回／出荷量1,000m <sup>3</sup> ごと
一軸圧縮強さ（製品）	1回／出荷量1,000m <sup>3</sup> ごと
液性・塑性限界試験（PI）（材料）	1回／出荷量1,000m <sup>3</sup> ごと
石灰使用量	随時

（注） ただし、2ヶ月間の出荷量が1,000m<sup>3</sup>に満たない場合は、一軸圧縮強さ、突き固め試験、液性・塑性限界試験について、2ヶ月に1回の頻度で実施しなければならない。

- 2 出荷量データ（出荷月日と数量）及び品質管理データを整理、保管し、提示を求められた時には、すみやかに提示しなければならない。

### 第4章 施工

#### 第10条 施工

請負者は、静岡県又は静岡県内の公共団体が実施する立会検査による使用承諾書の提出により監督員の承諾を受けなければならない。

敷均しは、モーターグレーダー等で行い、一層の仕上がり厚は15cm以下で施工しなければならない。

ない。

転圧はマカダムローラ（両輪駆動 10～12t）、あるいはタイヤローラ（8～20t）、またはこれらと同等の効果のある振動ローラで、所定の密度が得られるまで十分に行なわなければならない。

## 第5章 出来形、品質及び検査

### 第11条 出来形管理基準

出来形の管理は土木工事施工管理基準（平成19年10月・静岡県建設部監修）に定められた、出来形管理基準及び規格値による。

### 第12条 品質管理基準

従来舗装にまして十分な品質管理を行い、常に注意と観察を怠らず、また、必要に応じて試験や測定を行って、その品質を常に確かめておかななければならない。

品質の管理は土木工事施工管理基準（平成19年10月・静岡県建設部監修）に定められた、品質管理基準及び規格値による。

## 第6章 その他

### 第13条 材料の検査

土木事務所は、毎年度、管内の再生上層路盤材販売業者から使用承諾の申請があった場合には、厳正かつ公平な検査を執行のうえ結果を通知しなければならない。

使用承諾の有効期間は1年間とし通年とする。

## 附 則

この仕様書は、平成13年5月17日から適用する。（建指第120号、道保第21号）

## 附 則

この改正は、平成13年9月12日から適用する。（建指第155号、道保第74号）

## 附 則

この改正は、平成20年9月25日から適用する。（建工第39号、道保第200号）

## 附 則

この改正は、平成22年4月1日から適用する。（建工第107号、道保第349号）